

感 発 0401 第 1 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 73 号）が別添のとおり公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりです。御了知の上、関係機関等（都道府県にあっては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

狂犬病の予防注射については、令和 5 年地方分権改革に関する提案募集において、3 月 2 日から 同月 31 日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があった。この提案を踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。）を改正するものである。

2. 改正の内容

- （1）狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項において犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者）が毎年 1 回受けさせなければならないとされている狂犬病の予防注射について、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に受けさせなければならないとしていた規定を廃止し、通年での接種を可能とするもの。（規則第 11 条第 1 項

関係)

(2) 法第5条第2項に基づき、市町村長が交付する注射済票について、毎年3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付することとしていた規定を廃止し、予防注射を実施した時期と交付する注射済票の年度を揃えるもの。(規則第12条第5項関係)

(3) その他、所要の規定の整備を行うもの。

3. 運用上の留意点

(1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。

なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議をし、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

(2) 予防注射強化期間の設定について

本改正は、4月1日から6月30日までの間に犬に予防注射を受けさせることのできなかった所有者について、法令違反となる状況を是正し、より柔軟性を持たせるものであるが、一方で、予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンを無駄なく利用するといった観点で利点がある。この点を踏まえ、本改正後も、3か月程度の予防注射強化期間を設定し、引き続き予防注射の推進活動を行うことが推奨される。

強化期間については、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの4月1日から6月30日を設定するが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能である。

狂犬病予防注射未実施の犬に対する注射案内の時期を検討する際にも、強化期間を一つの区切りとして適宜活用されたい。

(3) その他

本改正は令和9年3月2日から施行予定であることから、令和9年3

月 2 日から同月 31 日までの間に予防注射を実施した犬に対しては、令和 8 年度の注射済票を交付することに留意されたい。

4. 施行期日

令和 9 年 3 月 2 日から施行する。